

## 民事訴訟法 出題趣旨

### 第1期

例年どおり、特定の分野に偏することなく、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。いずれの問題も原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る内容であり、この点も例年と異なるない。

出題分野は、当事者の地位、管轄の合意、訴訟物論争、抗弁、証拠保全、訴えの取下げ、独立当事者参加、簡易裁判所の手続及び弁論主義である。第9問は、弁論主義の第1テーゼの内容及び根拠を説明した上で、その適用対象を簡潔に論じさせる問題であるが、根拠に関する記述の乏しい答案が少なくなかった。受験生には、問題文を丁寧に読み、問題文に即した記述を求めたい。

### 第2期

第1期試験と同様、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。出題分野は、裁判所書記官、法定代理人と訴訟委任に基づく訴訟代理人、訴訟要件、責問権の喪失、裁判上の自白、自由心証主義、既判力、入会権確認の訴え及び既判力の基準時であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る問題である。

問1は、裁判所書記官に関する不適切な内容の肢を選ばせる問題である。裁判所書記官を通じて当事者照会手続が行われる旨の肢3が誤りであり、これが正解肢となる。正答率が低かったが、当事者照会制度（民事訴訟法163条）が裁判所の関与なしに当事者間で照会と回答が行うという特色を知っていれば、裁判所書記官に関する細かな知識を有さなくても、容易に正解に達し得る問題である。

### 第3期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期試験、第2期試験と同様である。出題分野は、民事紛争の解決手続、移送、選定当事者、裁判上の自白、文書、判決効、複数請求訴訟、訴えの主観的追加的併合及び多数当事者訴訟であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を身に付けていれば、正解に達し得る問題である。

問8は、最判昭和62年7月17日民集41巻5号4102頁（百選96事件）の抜粋を読み、その判旨の論拠となり得る記述のある肢を選ばせる問題である。引用された判旨を丁寧に読めば、この判旨が新訴の提起と弁論の併合を必要とする立場であることに気づくはずである。これに対し、肢1、2及び4は、訴えの主観的追加的併合によって当然に共同訴訟形態が作出されるとの立場に立つ見解であり、判旨と相容れない。肢4は、この見解に対

する再反論を述べるものであり、これが正解肢である。問題文と選択肢を丁寧に読んで、正解に達してほしい問題である。

#### 第4期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期から第3期までの試験問題と同様である。出題分野は、訴訟代理人、確認の利益、当事者適格、準備書面、証人尋問、証明責任、訴訟上の和解、株主代表訴訟及び訴訟能力であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。

問3は、当事者適格を尋ねる問題であり、基本的な分野であるにもかかわらず、正答率が低かった。給付訴訟の当事者適格は、給付請求権を有すると主張する者及びその相手方にあり、給付請求権者がXであるか否かは、実体的な判断（本案）の問題である。Yに金員を貸与したのがXでなくZであると判明しても、訴えが却下されるころはなく（肢1）、請求棄却判決が言い渡される。

#### 第5期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期から第4期までの試験問題と同様である。出題分野は、除斥と忌避、民法上の組合の財産に関する訴訟、処分権主義、訴訟上の自白、抗弁、当事者の意思による訴訟の終了、訴えの変更、訴訟承継、及び確認の利益である。

問9は、確認の利益の意義、この概念が必要とされる理由及びその判断基準を問う問題である。どうしてその基準が生まれるのかについて言及していなかった答案が多かった。法解釈では、単に結論を述べるだけでなく、その根拠を示すことが重要である。また、判断基準についてはなんとか書いていても、3つの基準を正確に列挙できなかった答案が多かった。これらの基準は重要概念なので、しっかりと理解しておく必要がある。

### 刑事訴訟法 出題趣旨

#### 第1期

出題形式としては、①正答肢、誤答肢の組合せを問う択一問題（第1問～第8問）、②刑事訴訟法の基本的な用語の記述問題（第9問）、を出題した。②の記述問題は新出問題であり、受験者の理解力、記述能力を試すために出題した。

択一問題の具体的内容とすると、第1問は捜査の端緒（告訴、告発及び自首）、第2問

は搜索差押、第3問は逮捕勾留、第4問は弁護人の接見交通権、第5問は公訴提起等に関する最高裁判例、第6問は裁判員裁判制度、第7問は証拠調べ手続、第8問は伝聞証拠、をそれぞれ問うものである。また、記述問題は、公訴事実に関する証明責任及びその証明の水準を記述させるものである。

刑事訴訟法の各分野から幅広く9問を出題したが、基本書等をよく読んで、刑事訴訟法の条文、趣旨、重要判例などの基本的事項をしっかりと理解していれば、正しく解答できる問題である。

## 第2期

出題形式は2種で、(1) 正答肢、誤答肢又はその組合せを問う択一問題(問1～問8)、(2) 刑事訴訟法の基本的な概念を問う記述問題(問9)である。(2)は受験者の理解力に加えて、記述力も測るための出題である。

内容としては、問1は刑事手続の関与者、問2は緊急逮捕、問3は捜査における体液の採取、問4は接見交通権、問5は公訴提起、問6は公判期日、問7は証拠・証明、問8は伝聞法則・伝聞証拠、問9は証明力を争う証拠であり、いずれも刑事訴訟法における基本的な点を問うものであり、学部の授業でも取り上げられ、教科書にも記載されている事項である。

## 第4期

出題形式は2種で、(1) 正答肢、誤答肢又はその組合せを問う択一問題(問1～問8)、(2) 刑事訴訟法の基本的な概念を問う記述問題(問9)である。(2)は受験者の理解力に加えて、記述力も測るための出題である。

内容としては、問1は捜査一般、問2は通信傍受、問3は自動車検問、問4は捜査の終結、問5は訴訟条件、問6は保釈、問7は違法収集証拠排除法則、問8は伝聞法則、問9はおとり捜査であり、いずれも刑事訴訟法における基本的な点を問うものである。刑事訴訟法の学習においては、細かな知識を断片的に詰め込むのではなく、真実発見と人権保障の調和という大原則を踏まえて、各規定や制度を理解することが必要である。新たに出現する判例に関心を抱くことも重要であり、そのような学習を積み重ねることが求められる。